

## 金剛東津々山台・L（エル）アベニュー建築協定

### 概 要

- ① 建築物の階数は、地階を除き 2 以下とし、屋上の使用を禁止する。
- ② 建築物は、協定締結時の 1 区画に 1 戸建の専用住宅とする。
- ③ 建築物の外壁またはこれに代わる柱の位置は次のとおりとする。
  - イ) 8 街区の東側緑道に面するヶ所  
道路境界から 3.0m 以上の部分。
  - ロ) その他のヶ所  
道路境界及び敷地境界から 1.0m 以上の部分。但し、軒の高さ 2.3m 以下、かつ床面積の合計が 5 m<sup>2</sup> 以内の物置を設置し、その延長距離の合計が 3m 以内の突出部についてはこの限りでない。
- ④ 外壁、屋根等の意匠、色彩については、周辺街並みに配慮し、景観を損なわないものとする。
- ⑤ 公道に面する部分は、生け垣または透視可能な柵もしくはパイプフェンス、ネットフェンス併用の生け垣とする。但し門柱及び意匠上これに付属する部分はこの限りでない。
- ⑥ その他、敷地内の空地にはできる限り樹木など植栽による緑化をし、周辺に迷惑のかからないよう維持管理に努めるものとする。
- ⑦ 土地の所有者等は、建築物を住宅宿泊事業法第 3 条 1 項の届出を行って営む同法第 2 条 3 項の住宅宿泊事業に使用してはならない。